

## 第3章 環境放射線監視体制の強化

23年3月11日の東京電力（株）福島第一原子力発電所の被災事故（以下「福島原発事故」という。）を受け、府では府民の安心・安全を確保するため、環境放射線モニタリングの強化や飲料水、食品、府内農畜水産物等について放射性物質測定を実施しています。

### 1 環境放射線モニタリング体制の強化

府では、環境放射線監視体制を順次強化し、健康には全く問題のないレベルであることを情報発信しています。

#### ①原子力発電所の監視

府域に隣接する福井県に立地する関西電力（株）高浜発電所及び大飯発電所の環境への影響を監視・調査するため、環境放射線の測定や環境試料の核種分析を実施しています。また、環境放射線監視テレメータシステム（ARIS）を導入し、高浜発電所及び大飯発電所に係る環境放射線等の監視情報をホームページ等で提供しています。

#### ②情報発信の強化

福島原発事故後、府ホームページに「京都府における環境放射線測定結果」を掲載するとともに、環境放射線監視テレメータシステムホームページに保健環境研究所における空間放射線連続測定データを掲載するなど、情報発信の強化を図りました。

#### ③文部科学省水準調査の強化

府は、文部科学省の委託を受け、保健環境研究所において、空間放射線の連続測定を行っているほか、雨やちりなどの降下物等について測定を行ってきました。福島原発事故の発生後は、これまでの監視体制を強化し、23年3月18日から12月27日まで降下物と水道水中の放射性物質の測定を毎日実施し、さらに、6月13日から地上高1mにおける空間放射線測定を開始しました。

#### ④環境放射線モニタリング体制の強化

これまで、高浜発電所及び大飯発電所からの周辺環境への影響を監視するため、舞鶴市及び綾部市に設置したモニタリングポストにおいて空間放射線等モニタリングを行ってきたところですが、専門家の意見を踏まえて、23年5月にモニタリングポストを7カ所から15カ所に拡大し府内全域で測定する体制を整備しました。24年3月には追加・再配置により、23カ所に測定体制を拡大し、25年3月にはモニタリングポストを更に追加・再配置し、関西電力の2カ所を含め、全体を31カ所として、府県境界を含めたきめ細かな監視網としました。

### 2 飲料水、食品、農畜水産物等の放射性物質測定の実施

原子力発電所の監視や国の委託を受けた水準調査のほかにも、飲料水については、宇治浄水場、木津浄水場及び乙訓浄水場から送り出される水の放射性物質測定を実施しています。

また、府内産農畜水産物等について放射性物質測定を実施しており、これらの測定結果は全て不検出で問題なく、ホームページ等により府民への情報提供を実施しています。

なお、府内に流通する食品については、23年3月から検査を開始し、放射性物質が検出された地域で生産された農産物等に加え、子どもが口にする食品を中心に加工食品など検査対象を拡大して実施しています。検査結果については、全て公表し、府民の安心・安全の確保を図っています。

さらに、新たに放射性物質測定機器を導入し、食品等の検査体制を強化しています。

図1-14 モニタリングポスト設置地点 (25年3月現在)



図1-15 環境放射線測定施設

■モニタリングポスト (固定型)



乙訓総合庁舎 (向日市)



乙訓総合庁舎 (向日市)



保健環境研究所 (京都市)



保健環境研究所 (京都市)

■モニタリングポスト（放射線測定所）



吉坂測定所（舞鶴市）



老富測定所（綾部市）



島測定所（南丹市）



上司測定所（宮津市）



上杉測定所（綾部市）



盛郷測定所（南丹市）

■放射性物質測定機器（Ge半導体検出器）



保健環境研究所（京都市）